

研修及び資格取得規定

(適用)

第1条 この規定は、労働者協同組合ワーカーズコープちば（以下、「本法人」という。）における組合員の研修及び資格取得の取扱いについて定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は次の通りとします。

- ① 業務研修 本法人が組合員に要請したもの。
- ② 自主研修 組合員が希望し申請したものについて、本法人が認めたもの。
- ③ 資格取得 業務上必要であると本法人が認めたもの。
- ④ 自己研鑽 完全に自己の意思により、研修受講、資格取得を目指すものである。

(費用の負担)

第3条 業務研修、自主研修及び資格取得の扱いは、次の通りとします。

- ・業務研修 業務として勤務時間として扱い、経費は実費を支払う。
- ・自主研修 私用として扱い、経費は内容により組合が認めた範囲で支払う。
(組合負担は0%～50%までとする。)
- ・資格取得 資格取得、登録料、更新費用など組合が認めた場合に支払う。
- ・自己研鑽 さまざまな経費は自己負担とし、本法人として勤務時間の費用弁償は行わない。

(手続き)

第4条 業務研修の申請は、所属長が所定の用紙に目的・内容・予算を記入し本法人に提出します。自主研修、資格取得の場合は、組合員本人が、所属長を通じて本法人に提出します。

- 2 研修の修了または資格取得手続きが終了しだい報告書・経費内訳書を本法人に提出すること。

(自主退職、除籍、除名、諭旨脱退における扱い)

第5条 資格取得および更新費用負担後の退職については、以下の表に定める一定期間で個人は費用の返還義務を負うことを原則とする。

取得後の退職までの期間	本人負担割合
1年未満	法人負担額の全額を本人が返還
1年以上2年未満	法人負担額の6分の5を本人が返還
2年以上3年未満	法人負担額の6分の4を本人が返還
3年以上	本人負担を免除

- 2 費用の返還については、個人または、事業所の意思表示において行われるものとし、個人は費用返還の計画を提出するものとする。

付則 この規定は、2008年2月14日から適用
2010年12月10日一部改正
2019年9月11日一部改正
2022年12月11日に一部精査、労協法人用に移行

研修及び資格取得申請書

年 月 日

ワーカーズコープちば 理事長 様

以下の通り、（ ①業務研修 ②自主研修 ③資格取得 ）について申請いたします。

■氏名 ①の場合は研修参加者 全員、②③の場合は申 請者本人名を記入	
■職場	
■所属長 ①業務研修の場合は所 属長が申請②③の場合 は所属長が承認	印
1. 目的	
2. 内容	日時 会場
3. 予算	